

令和3年度 事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

障がい者就労継続支援A型事業所ハートフル

1 事業実施の方針

前事業年度より引き続き、一般企業の雇用に結びつかない障がい者に雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、生きがいを持って生活し、社会参加を図るよう支援する。

2 支援の方針

- ① 利用者の主体性を尊重し、人格の尊厳を大切にするとともに成長を図るべく支援する。
- ② 障がいの状況に配慮しつつ、利用者本人の働く意欲を尊重し、社会との結びつきを大切にされた作業を行うとともに、所得の向上、自立支援に努める。
- ③ 上記の支援を実現するための環境整備と内容の向上により、より効果的に、また価値的に高まった支援を行う。

3 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回以上行う。

4 事業の実施に係る事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
障害者就労継続支援事業A型	クリーニングや下請け、農園等の作業を通して就労支援を行い、生きがいや社会参加、就労の意欲を高める。	(A) 基本的に年末年始、お盆、祝日を除く月曜日～金曜日 (B) 8:00～17:00	就労継続支援事業所A型ハートフル	20名	就労継続支援事業A型の利用者20名	34,000

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
	※本年度行う予定なし。				

令和3年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 ベルクリン

(単位：円)

科 目	金 額		
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入金収入			
入金収入	0		
助成金収入	200,000	200,000	
2 事業収入			
(1) 就労継続支援事業A型 事業収入			
自立支援訓練費	36,500,000		
クリーニング作業	4,500,000		
ブルーベリー作業	3,500,000	44,500,000	
3 補助金等収入	0		
4 寄付金収入	0		
5 その他の事業会計からの繰入	0		
経常収入合計			44,700,000
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1) 就労継続支援事業A型 事業費			
給料手当	25,800,000		
利用者給料	16,000,000		
雑費	240,000	42,040,000	
2 管理費			
賃貸料	320,000		
什器備品費	200,000		
光熱水費	480,000		
消耗品費	120,000		
通信運搬費	240,000		
雑費	120,000	1,480,000	
経常支出合計			43,520,000
経常収支差額			1,180,000
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入			
2 長期借入金収入			
その他の資金収入合計			
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出			
その他の資金支出合計			
当期収支差額			1,180,000
前期繰越収支差額			26,154,194
次期繰越収支差額			27,334,194

(注)備考の5を参照

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。
(重要な会計方針とは、借入金限度額、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)